

## 亀山市公告第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに亀山市に意見書を提出することができる。

平成29年1月20日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 都市計画の種類及び名称

亀山都市計画下水道 流域関連亀山市公共下水道

### 2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

### 3 縦覧場所

亀山市建設部上下水道局下水道室

### 4 縦覧期間

平成29年1月20日から同年2月3日まで